

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第65号

佐賀県内の河川におけるヤマメ（エノハ）の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により次のとおり指示する。

ただし、佐賀県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉敏和

- 1 2月1日から2月末日までの間、ヤマメ（エノハ）の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第66号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、ムツゴロウの資源を保護し、及び育成を図るため次のとおり指示する。

ただし、佐賀県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉敏和

- 1 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。
六角川のうち次の直線A及びBによって囲まれた区域
直線A 佐賀県小城市芦刈町と杵島郡白石町との間に設置されている六角川河口堰の下流端
直線B 佐賀県小城市芦刈町と杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第67号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉敏和

- 1 毎年4月1日から5月31日までの間、北山ダム及び同ダムに流入するすべての河川において投網使用による水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第68号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉敏和

- 1 嘉瀬川の佐賀市大和町の川上頭首工（魚道を含む。）から下流同市同町惣座橋までの区域においてすべての水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第69号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会

会 長 有 吉 敏 和

- 1 松浦川の唐津市原、原中の湾地先松浦大堰堰軸からその上流側50メートル及び下流50メートルまでの区域においてすべての水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。